

日向市農業集落排水事業庁内検討委員会設置規程をここに公表する。

令和8年9月8日

日向市長 西 村 賢

日向市企業管理規程第1号

日向市農業集落排水事業庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の農業集落排水事業（以下「農集排事業」という。）の今後の在り方について、庁内関係課による横断的な検討及び調整を行うため、日向市農業集落排水事業庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農集排事業の現状、経営状況、施設及び管路の老朽化等の調査及び分析に関すること。
- (2) 農集排事業の事業継続又は合併処理浄化槽への転換その他の方策の検討に関すること。
- (3) 農集排事業の施設等の取扱い、財産処分及び財政措置に関すること。
- (4) 生活排水処理政策との整合に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 上下水道局長
- (2) 総合政策課長
- (3) 総務課長
- (4) 財政課長
- (5) 環境政策課長
- (6) 農業畜産課長
- (7) 下水道課長

3 委員長は上下水道局長を、副委員長は下水道課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員その他の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員が指定する職員を代理として出席させることができる。

4 委員長は、必要に応じて、会議を書面又は電磁的方法による審議とすることができる。

5 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、上下水道局下水道課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年9月8日から施行する。